

韓国における小規模高齢者施設モデルに関する基礎的研究

河, 浩湊

<https://doi.org/10.15017/1522381>

出版情報：九州大学, 2015, 博士（芸術工学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

氏 名 : 河 浩湊

論文題名 : 韓国における小規模高齢者施設モデルに関する基礎的研究

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、韓国釜山における既存の老人昼夜間保護施設の課題を探し建築計画の観点から、民家などを有効活用した佐賀県の事例を参考とし新たな小規模高齢者福祉施設モデルの提案を行うことで、韓国におけるこれからの高齢者福祉施設モデルの構築へ向けた可能性について考察を行うことを目的とする。

第 1 章では、研究の背景として、韓国で多く占めている併設型老人昼夜間保護施設の抱える問題について述べた。生活空間が一般高齢者と共同使用頻度が高いため、認知症を持つ老人昼夜間保護施設利用者にとって心理的かつ時間的制約が生じるなどの問題がある。

第 2 章では、韓国の高齢者と空家事情について述べてきた。

第 3 章では、韓国現況の老人福祉関連法令の整理を行った。老人福祉法の改正によって在宅老人福祉施設は高齢者に対して施設保護中心から家庭の中で支援を行う必要性があるとの認識が高くなっていったことがわかった。

第 4 章では、日本の宅老所の概要とその歴史を述べた。介護保険制度がない時代から自由な運営を行ってきた宅老所であるが、宅老所で実践されているケア手法への理解が不十分のまま、近年の介護保険制度改正及び老人福祉法改正を受けて、制度によって規定される動きが出てきた。

第 5 章では、佐賀県の地域共生ステーション推進事業について整理を行った。県の支援を触媒として空家や廃屋の増加と、高齢化に起因する住民のニーズがうまく結びつき、それらを既存資源として再生している状況がわかった。

第 6 章では、日本における現況の福祉及び医療に関する施設基準について整理を行った。特に利用者が日中に殆どを過ごすことになる食堂及び機能訓練室に関しては、施設によって面積の差が見られたがその基準においては明確ではなく、施設を押し並べた非常に画一的な面積基準であることがわかった。

第 7 章では、佐賀県内の共生ケアの実態についてその全体像を把握することができた。電話調査を行った 83 カ所の事業所に対して、建築形態・提供サービス・利用者属性についてタイプ分けを行うとともに、それぞれの相互関係を明らかにした。

第 8 章では、16 件の事業所に対し、観察調査及び運営者、利用者へのヒアリング調査を行った。デイルームと食堂の接続関係から生活空間のタイプ分けを行い、利用実態の分析を通して、地域共生ステーションの空間特性を明らかにした。

「デイルーム・食堂兼用型」と「一体型」の場合、一つの空間で全ての活動を行う為、集団がまとまりやすく、声かけなど、利用者間におけるケアの実践が可能である。「デイルーム・食堂可動間仕切り型」と「デイルーム・食堂分離型」の場合、多世代でのケアを行う際には、高齢者と児童それぞれの居場所が確保できるので、集団と個別の活動がうまく併存、展開していることがわかった。

接続関係と附随する空間の特性により共生ケアの実践は異なり、生活空間タイプ別に適したケア方法が存在すると考えられる。

第9章では、地域共生ステーションの空間規模を現行の施設面積基準との比較から検証を行い、利用実態と照らし合わせた。小規模な空間と共生ケアについての因果関係を確認することが出来た。

第10章では、共生ケアの地域展開を確認したと同時に、今後の地域共生ステーションの整備方針について論じた。

第11章では、韓国釜山における福祉館併設型5カ所に対して平面図による分析と観察調査、ヒアリング調査を行い、空間特性と利用実態について分析、考察を行った。

調査の結果、一つ目、利用空間において空間的まとまりがないことがわかった。特に給食空間、管理空間は同じ階に配置されない事例が多く、高齢者が利用するのに大変不便を感じていた。二つ目、福祉館内の既存空間をそのまま老人昼夜間保護施設として再利用することで、適切な空間構成になっていないことがわかった。三つ目、空間利用においてケアに相応しい適切な面積で計画されていないことがわかった。

第12章では、韓国釜山の戸建住宅2軒を対象に佐賀県の事例を参考モデルとし撤去・改修図を作成した。その後面積、撤去・改修費用、施工・申請期間による検討を行った。検討の結果、一つ目、住宅改修による新たな小規模高齢者福祉施設のモデルとしては、「デイルーム・食堂一体型」、「デイルーム・食堂可動間仕切り型」への計画が最も適切であることがわかった。二つ目、面積による検討では1人当たり活動面積を佐賀県の事例と比べてみると、改修案の面積が多少大きい結果となった。三つ目、撤去・改修費用による検討では、住宅購入費に加えて3,000万ウォン代～6,000万ウォン代で撤去・改修が可能であることがわかった。四つ目、施工・申請期間による検討では、用途変更申請、施工期間、利用申請など改修スケジュールとして約2か月程度かかることがわかった。

今後、老人昼夜間保護施設は、より専門性があり、質の高いサービスと利便性に配慮した空間配置が求められることは言うまでもなく、利用者や家族のニーズに相応しい多様な施設が求められてくるであろう。しかし、こういう施設を全て新築型で行うことは、財政面、運営面などを考慮すると現実的ではないと考えられる。その為、「地域共生ステーション」として佐賀県が独自に開設を支援する宅老所のような小規模高齢者施設は、これからの韓国の高齢者福祉環境の整備にとって参考となり、新たなモデルの創出に繋がると考えられる。